

(補足資料)

科学的検証と社会的検証に関する考察

- 社会的検証が果たしている役割
- 科学的検証と社会的検証：車の両輪
- 「不分別」表示を廃止できるか？
- IPハンドリングとトレーサビリティの相違
- 日本のNon-GMO・IPハンドリングとEUのGMOTレーサビリティとの相違
- DNA検知できない製品に義務表示を課すことについて
- トウモロコシと大豆の違い
- アメリカのGM食品情報開示制度の影響把握が必要では？

社会的検証が商取引上に果たしている役割

- IP証明によって通関をおこなっている。
- 通関時には、GM／非GM／不分別の3つのいずれかを選択し、GMおよび非GMの場合には、「IP証明」で確認することになっている。(IP証明がないこと＝不分別としての輸入という形で整理されている。)
- 通関手続きは迅速になされなければならないので、科学的検証を行い、その結果を待っているという時間的な余裕はない。(検査結果の判明までに1日以上かかる場合は、利用できない)
- 通関に時間がかかる場合には滞船料(1000万円／日とも)が発生し、事業者が膨大な費用を負うことになる。
- また輸入後にGMが混入許容水準以上に検出されるなどの不具合が生じた場合には、輸入商社がそのリスクを負担している。(IP証明を輸入商社が発行することで、食品事業者が抱える混入リスクを輸入商社が肩代わりしている。)
- 「積地ファイナル」という商慣行: 積んだ港での検査で問題ないとされれば、輸入後に問題が発見されたとしても、その責任は輸入側が負わなければならないという商慣行。輸入した後で、GM混入が見つかった場合の責任(リスク)は、輸入商社が負っている。(輸入した食品製造業のリスクを商社が肩代わり)

科学的検証と社会的検証：車の両輪

科学的検証

- 穀物業者による確認
- 輸入業者による確認

産地

社会的検証

- IP証明の発行
- IP証明の受け渡し

通関

- *通関時の確認*

- 加工業者や流通業者による商品確認

加工

- IP証明の受け渡し

- 行政による監視
(遺伝子組換え体の検出)

- 行政による監視
(立入検査によるIP証明書確認)

小売

- IP証明の保管

「不分別」表示を廃止できるか？

- 現状では、「不分別」は、輸入時にIP証明書がないことを意味している。
- 「不分別」表示を廃止して、「混入基準値以上のGMが入っている場合にのみ表示を行う」という制度の方が分かりやすいのではないか、という意見がある。
- この場合には、次のような選択肢がありうる。
- ①輸入通関時にGM混入検査を行い、基準値以上の混入があるかどうかを科学的に検証する
- ②Non-GMOのIP証明がないものは、一律GMとみなす（検査不要）
- オプション①の場合は、輸入通関時に、短時間（数時間程度）で、上記の検査が行えるかどうか、という問題になる。とくに定量的判定を行わなければならないため、技術的困難がある。しかも、輸入量が多いため、すべての貨物に対して、科学的検証を行うことは、現実的に困難と考えられる。
- 結果として、現行制度を維持するか、IP証明がないものは一律GMとして扱うか（オプション②）という2つの選択肢になる（・・・GMが含まれていなくても、GM表示されることになる）。
- （なお、現行制度では、GMOとしての輸入もIPハンドリングされているという前提となっている。この点の変更が必要か？）

通関時の手続きとの関連

- 通関においては、各省の法律に照らして「確認」を行い、税関が輸入を「許可」する仕組みとなっている。
- これまでGM表示は、食品衛生法の規定も受けていたことから、食品衛生法上の確認のため、GM、非GM、不分別のいずれかをチェックする欄が存在していた。
- 現在、GM表示規制は、食品表示法に移行しているが、上記の通関時確認は行われている。
- 不分別の区分を廃止する場合には、通関手続きとも整合性をとりつつ、関係事業者が適切に対応できるかどうか確認しながら進める必要。

IPハンドリングとトレーサビリティの相違

- IPハンドリング証明は、適切な生産・流通工程管理が行われていることを証明するもの。

IP証明が付されたロット(Non-GMO)は、適切な管理がなされたものとして、より大きなロットに混載されていく。

各ロットのIDは情報としては残るものの、原材料は混載されていくことで、特定ロットを原材料の一部として確認することは不可能に。

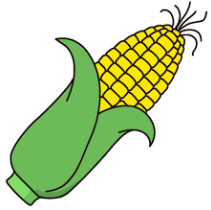
- イメージ: ID番号が付いたコップから、適切な管理を受けたと確認されたものは、プールに移していくイメージ。他方、トレーサビリティでは、ID番号が付いたコップの水は小袋に入れたまま、大袋に移し替え、そのまま最終ユーザーまで届けるというイメージ。
- 従って、IP証明があったとしても、その製品がどのロットから由来しているのか、生産原料にさかのぼって特定することは不可能。(数千枚のIP証明の情報があるのみ。)

日本のNon-GMO・IPハンドリングと EUのGMOTレーサビリティとの相違

- EUは、**GMO (ポジ)**を生産から消費まで追跡するシステム（追跡される情報は、GMO固有識別コード(UI)）
 - EUでは、何もなければNon-GMOであるという前提となっている（**デフォルトがNon-GMO**）
- 日本は、**Non-GMO (ネガ)**を生産（輸出国）から消費まで、IPハンドリングするシステム
 - 日本では、何もなければ輸入大豆とトウモロコシにはGMOが混ざっているという前提（**デフォルトがGMO不分別**）
- **管理対象がネガとポジ（逆）の関係**になっている。

DNA検知できない製品に義務表示を課すことについて

- 現行システムでは、DNA検知できない製品は、義務表示対象外となっており、主にGM不分別原料が使用される傾向。
- もしも、検知できない製品にも、義務表示を課した場合、義務表示を回避したいメーカーは、Non-GMにシフトする可能性がある。
- こうしたシフトが業界内でどの程度拡大するか、事前の動向把握と影響評価が必要（業界内の企業体力の違いで、対応できる企業と対応できない企業が生まれる可能性。）
- また義務表示対象の品目のうち、DNA検知ができる製品とできない製品間で、露見可能性に相違が生じる（非対称性）。
- DNA検知できる製品に関しては、店頭販売製品を検査することで判明するのに対して、DNA検知できない製品に関しては、店頭販売製品では違反が判明せず、立ち入り検査によるIP文書確認が必要である。（モラルハザードが生じやすい）。
- 原料原産地表示や有機食品表示も、科学的検証ではなく社会的検証のみで実施されているが、同一制度内で上記のような非対称性は存在しない。



トウモロコシと大豆の違い



トウモロコシ

- バルク流通が主
- 他家受粉で交雑しやすい
- スタック品種が主流(現在は、8スタック。今後さらに増大)
- デント種は、飼料用からスターチ、水あめまで多様な用途(スイートコーンは別品種)

大豆

- バルク流通＋コンテナ流通
- 搾油用大豆はバルク流通、食品用大豆はコンテナ流通が主。(別々の品種)
- スタック品種は少ない(今後は増加見込み)
- 搾油用は油と大豆かす(飼料)に。食品用は、豆腐、納豆、味噌などに加工

IPハンドリングの技術的困難さは、トウモロコシの方が大きい。

・・・義務表示やIPハンドリングを、どの作物にも一律に適用するのであれば、最も条件が厳しいトウモロコシを想定して制度を設計する必要がある。

アメリカのGM食品情報開示制度の影響把握が必要では？

- アメリカでは、GM表示に関する制度が検討されている。正確には、GM食品**情報開示**基準（National Bioengineered Food Disclosure Standard）であり、表示以外の情報開示方法（QRコードなど）を含めて検討されている。
- この制度が施行されることに伴い、**Non-GMO需要がどの程度変化するのか、またこの変化が日本のNon-GMO輸入に及ぼす影響**について、事前の情報収集・検討を行う必要があるのではないか。
- もしも日米の制度変更がともにNon-GMO需要を高めることになった場合、短期的に需要がひっ迫し、調達が困難になる可能性がある。